

入札公告

筑紫野市公告第177号

起工第2号碓池改修工事について、下記のとおり一般競争入札を行いますので、筑紫野市契約規則(平成4年筑紫野市規則第10号)第7条第1項の規定に基づき公告します。

平成22年7月1日

筑紫野市長 平原 四郎

記

1 競争入札に付する事項

- | | | |
|-------------|------------------------|------------------------------|
| (1) 工事名 | 起工第2号碓池改修工事 | |
| (2) 工事場所 | 筑紫野市大字若江 | |
| (3) 工事概要 | 土工 | 1式 |
| | 構造物土工 | 1式 |
| | 底版改良工 | A = 1,255 m ² |
| | 護岸工 | 1号ブロック積(平均高4.1m) L = 260 m |
| | | 2号ブロック積(平均高2.8m) L = 7.7 m |
| | | 張ブロック(平均高4.2m) L = 81 m |
| | | L型擁壁(H4000) L = 4.5 m |
| | | L型擁壁(H2750) L = 3.3 m |
| | | L型擁壁(H1750) L = 2.0 m |
| | | L型擁壁(H1000) L = 2.0 m |
| | 階段工 | 1式 |
| | 放流施設 | 排水塔(2500×2500×3900) 1式 |
| | | L型水路(H2000) L = 4.4 m |
| | | 重力式擁壁(H1350) L = 2.1 m |
| | 排水工 | 自由勾配側溝(300×100~300) L = 83 m |
| | | 既設排水集水枡 1箇所 |
| | | ヒューム管布設(φ1000) L = 3.5 m |
| | | ふとん籠(W1200, t=500) L = 32 m |
| | 舗装工 | 舗装止め L = 125 m |
| | 防護柵工 | ネットフェンス(H1800直付) L = 361 m |
| | | 門扉 3箇所 |
| | 取壊し工 | Co取壊し V = 138 m ³ |
| (4) 予定工期 | 契約締結の翌日から平成23年1月31日まで | |
| (5) 予定価格 | 70,800,000円(消費税相当額を含む) | |
| (6) 工事の発注方法 | | |

本工事は、入札時に技術資料を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式(特別簡易型)の試行対象工事である。

2 入札参加資格(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定

に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

- (1) 土木工事(一般土木工事)について、筑紫野市競争入札参加資格及び手続等に関する規程(平成9年筑紫野市規程第8号)に基づき競争入札に参加する資格の認定を受けている者(工事における入札及び契約の過程並びに契約の内容に係る情報の公表に関する要綱(平成14年筑紫野市要綱第19号)様式第1号建設工事業種別・有資格者一覧表(以下「有資格者名簿」という。)登載者)
 - (2) 平成22年4月1日時点において有資格者名簿の土木工事に係る総合点数(筑紫野市が発注する工事の一般競争入札実施要綱(平成20年要綱第11号)第4条第1項第2号に規定する総合点数をいう。)が600点以上、かつ、同有資格者名簿の土木工事についての年間平均実績額が7,400万円以上であること。
- 3 入札参加条件(地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)
- 平成22年7月1日(木曜日)現在において、次の条件を満たすこと。
なお、落札決定時点においても同条件を満たすこと。
- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
 - (2) 筑紫野市指名停止等の措置に関する規則(平成9年筑紫野市規則第17号)に基づく指名停止等の措置期間中でないこと。
 - (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(更正手続開始の決定後又は再生手続開始の決定後、手続開始決定日以降の日を審査基準日とする経営事項審査に基づく有資格者名簿の登載者を除く。)
 - (4) 当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本面若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
 - (5) 有資格者名簿の営業所について、その所在地が筑紫地区(筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市及び那珂川町)であること。
 - (6) 土木工事(一般土木工事)について、公共工事の元請として施工実績(ただし、JVの構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の構成員としての施工実績に限る。)を有すること。
 - (7) 土木工事業に関する主任技術者又は監理技術者(ただし、当該技術者は、入札参加申込者と雇用関係にある者に限る。)を当該工事に専任で常駐配置できること。

4 入札申込書、仕様書等の配布

- (1) 方法 筑紫野市のホームページ「一般競争入札(建設工事)の情報」からのダウンロードによる配布とする。
なお、CD-R又は紙による有償配布は行わない。
- (2) 期間 平成22年7月1日(木曜日)午後1時00分から平成22年7月26日(月曜日)午後5時00分まで
- (3) ダウンロード先のホームページアドレス
http://www.city.chikushino.fukuoka.jp/soumubu/kanzai/ippankyousou_info.html

5 総合評価に関する事項等

- (1) 評価項目及び評価基準
別表1の各評価項目について、評価基準に基づき評価し加算する。
- (2) 総合評価の方法
ア 第2項の競争入札参加資格を満たす入札参加者全てに標準点(100点)を与え、前号について評価し、0~15点の範囲で加算点を加えた技術評価点(以下、「技術

評価点」という。)を当該入札者の入札価格で除して得られた数値を評価値とする。評価基準は別表1のとおり。

技術評価点＝標準点＋加算点＝100点＋(0～15点)

評価値＝
$$\frac{\text{技術評価点 (標準点＋加算点)}}{\text{入札価格}}$$

イ 入札価格が筑紫野市指名競争入札事務処理要綱（平成4年筑紫野市要綱第3号）第12条の規定に基づき算定した価格（以下「調査基準価格」という。）を下回る入札者については、次のとおりアの技術評価点から減算点を減じて評価値を求める。

減算点(※1)＝
$$\frac{\text{調査基準価格} - (\text{入札価格} \times 1.05)}{\text{予定価格}} \times \frac{\text{標準点 (基礎点)}}{\text{技術評価点}} \times 100$$

※1 減算点は、小数点以下を切り捨てた整数とする。

評価値(※2)＝
$$\frac{\text{技術評価点 (標準点＋加算点－減算点)}}{\text{入札価格}}$$

※2 この算式は、低入札価格調査制度に該当した入札者の評価値に適用する。

(3) 落札者の決定方法

筑紫野市契約規則第12条第1項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、前号による評価値の最も高い者が落札候補者となり、その者の競争入札参加資格を審査する。ただし、落札候補者となるべき評価値の者が2者以上のときは、当該入札に関係のない職員によるくじ引きでその順位を決定する。審査において競争入札参加資格があると認めた者を落札者とする。

(4) 技術資料の作成

技術資料は、入札説明書に基づき作成するものとする。

6 入札手続等

- | | |
|---------------|--|
| (1) 入札執行日時 | 平成22年7月29日（木曜日）午後1時30分 |
| (2) 入札執行場所 | 筑紫野市役所第1別館第4会議室（入札室） |
| (3) 入札方法 | 郵送による入札のみ。（持参は認めない。） |
| (4) 入札保証金 | 免除 |
| (5) 契約保証金 | 契約金額の10/100以上。ただし、一定の要件に該当する場合はこれを免除できる。 |
| (6) 入札の無効 | 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札及び本公告に示した入札参加条件に違反した入札は無効とする。その他、入札心得書に記載された項目についても同様とする。 |
| (7) 工事費内訳書の提出 | 入札に際して、工事費内訳書の提出を求める。 |
| (8) 契約書作成の要否 | 要 |

7 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 現場説明会は行わない。
- (3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、筑紫野市指名停止等の措置に関する規則に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 詳細は、入札説明書による。

別表1: 評価項目及び評価基準

分類	評価項目	評価基準	配点
1. 企業の技術力 (7.0点)	(1) 工事成績評定【注1】 (3.0点)	80点以上	3.0
		75点以上80点未満	2.3
		70点以上75点未満	1.5
		65点以上70点未満	0.8
		65点未満(工事実績なし)	—
(2) 手持ち工事量比率＝ 当該年度受注額÷完成工事高 【注2】 (1.8点)	手持ち工事量比率<0.5	1.8	
	0.5≤手持ち工事量比率<1.0	1.4	
	1.0≤手持ち工事量比率<1.5	0.9	
	1.5≤手持ち工事量比率<2.0	0.5	
	2.0≤手持ち工事量比率	—	
(3) 継続的な技術者保有に基づく信頼度【注3】 (0.6点)	10年以上継続雇用する技術士、1級土木施工管理技士を有する技術者の人数(資格の保有年数は問わない)	5名以上	0.6
		2名以上	0.3
(4) 同種の施工実績【注4】 (1.6点)	同種(類似)工事で請負代金額が本工事の予定価格以上の実績あり	5名未満	—
		同種(類似)工事で請負代金額が本工事の予定価格の50%以上の実績あり	1.6
		同種(類似)工事で請負代金額が本工事の予定価格の20%以上の実績あり	0.8
2. 配置予定技術者の技術力 (3.0点)	(1) 同種工事の工事成績評定(筑紫野市発注工事)【注4】【注5】 (1.4点)	80点以上	1.4
		75点以上80点未満	1.1
		70点以上75点未満	0.7
		65点以上70点未満	0.4
		65点未満(工事実績なし)	—
(3) 配置予定技術者の資格【注3】 (0.6点)	技術士の資格	0.6	
	1級土木施工管理技士の資格	0.3	
(2) 同種(類似)工事について、現場代理人、主任技術者又は監理技術者として従事した工事経験【注4】【注5】 (1.0点)	同種(類似)工事で請負代金額が本工事の予定価格以上の実績あり	同種(類似)工事で請負代金額が本工事の予定価格の50%以上の実績あり	1.0
		同種(類似)工事で請負代金額が本工事の予定価格の20%以上の実績あり	0.5
		同種(類似)工事で請負代金額が本工事の予定価格の20%以上の実績あり	0.2
3. 地域貢献度・地域精通度及び企業の社会性 (5.0点)	(1) 工事の実施体制としての地理的条件 (2.0点)	主たる営業所の所在地が筑紫野市内(3年以上)	2.0
		その他の営業所の所在地が筑紫野市内(3年以上)	1.0
	(2) 地域の安心・安全への貢献の実績(1.0点)	筑紫野市との間に、災害協定等の協定書を締結している	1.0
(3) 次世代育成支援への取組み状況 (2.0点)	次世代育成支援対策推進法第12条第3項に基づく一般事業主行動計画の届出がある	福岡県「子育て応援宣言企業登録」を行っている	1.0
		福岡県「子育て応援宣言企業登録」を行っている	1.0
合計	(15点)		

注1: 当該工事種別(土木一式工事)の過去3年間の工事成績評定点(特定建設工事共同企業体の構成員としての評定点を含む。)の平均値により評価する。評価の対象とする工事は、過去3年間(H19年度～H21年度)に竣工した筑紫野市発注工事(筑紫野市長、筑紫野市公営企業管理者の工事)とする。なお、その他の発注機関の工事は対象としない。

注2: 当該年度受注額とは、平成22年度に筑紫野市が発注した土木工事を受注した金額とする。完成工事高とは、直前の経営事項審査結果通知書の土木工事に関する完成工事高の金額とする。

注3: 技術士は、「建設部門」、「農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。）」、又は「総合技術監理部門(選択科目を「建設部門」、又は「農業部門(農業土木)」とするものに限る。)に合格した者。
ただし、配置予定技術者の資格保有期間は、平成22年7月1日現在において技術士又は1級土木施工管理技士の資格を取得後、3年経過していること。

注4: 平成8年度以降の公共工事で同種工事「ため池改修工事」の施工実績がある場合に優位に評価する。
同種工事の「ため池改修工事」とは、工事内容にため池改修の堤体工、地盤改良工、洪水吐工、取水施設工、浚渫工、その他これらに類する工種が含まれる土木一式工事をいう。ただし、浚渫工又は管理施設工(フェンス設置など)のみの改修工事及び浚渫工と管理施設工だけの改修工事は、評価の対象としない。

注5: 配置技術者届出書(様式第3号)「3 配置技術者の工事経験」の同種の施工実績として記載した工事の成績評定に基づき評価する。評価の対象とする工事は、筑紫野市発注工事(筑紫野市長、筑紫野市公営企業管理者の工事)とする。なお、その他の発注機関の工事は、評価の対象としない。